

3. 教科書を読む（1－3）

今回は、近世についてである。近世は、第7章と第8章により構成されていて、162～240頁までの範囲である。では、早速、いつものように、抽出する作業をはじめることにした。

（1）「第7章 幕藩体制の展開と近世文化の成立」

1. 165P	南蛮キリシタン文化
2. 170P	1591年の身分統制令と翌92年の人掃令との区別
3. 170P	1585年には……楽座政策をおしすすめた。
4. 171P	注⑦の説明。
5. 172P	耳塚と朝鮮水軍の船の写真と説明
6. 175P	注④の説明。
7. 176P	今川義元の従属下にあった三河の小大名であったが、
8. 177P	西軍大名を改易……国ごとの郷帳（村単位に石高を記したもの）・国絵図の作成を命じて
9. 178P	家光は、諸大名に領知宛行状（土地の領有を認める文書）を出して
10. 179P	藩政の項
11. 180P	注①の記述。
12. 181P	注③及び、江戸時代においても朝廷は、官位叙任や改元・改暦についての権限を保持し続けたが、それらは幕府の承諾が必要になった。
13. 182P	19世紀初期、全国の村の数は6万3000余りで、という指摘と「慶安の触書」に関する記述及び注③と④。
14. 183P	賦課方法には、収穫高に応じて年貢率をかえる検見取法と一定年数年貢率を固定する定免法とがあった。
15. 184～185P	ポルトガル商人の利益独占をさけるため、1604（慶長9）年からは、糸割符仲間とよばれる……
16. 185P	注⑤と⑥の記述。
17. 189～191P	鎖国に関する説明。
18. 191P	注①～③の説明。
19. 192P	注①の説明。
20. 193P	町の出入り口には木戸が設けられ、夜には閉じられた。
21. 194～195P	「衣食住の向上」の説明。

1. は「直木本」にも、「南蛮文化」（同書158頁）の項があり、説明があったが、「キリ

シタン」の語を入れ、より鮮明にしている。

2. は、実教版教科書の記述では、特別なことではない。「直木本」でも同じ記述がなされている（同書 151 頁）。同じく実教出版の『高校日本史 B』でも、注⑧に「こののち、1592（文禄元）年には朝鮮侵略の夫役動員のため、人掃令を出して全国の戸口調査をおこない、家数・人数・職業・身分を把握した」（同書 103 頁）と記している。しかし、山川版教科書は、「人掃令のことを身分統制令ともいう」（同書 154 頁）と記し、一体化させている。ちなみに、三省堂版教科書も実教版教科書と同様、身分統制令と人掃令を区別した表記になっている（同書 142 頁）。

3. も実教版教科書では珍しい記述ではないだろう。「直木本」でも、同じ記述がされており（同書 151～152 頁）、この記述を受け継いだものである。しかし、そもそも他の教科書には「都市・商工業の支配」という項自体がなく、秀吉政権の政策一般が記されているに過ぎない。たかが別項を立てて整理しただけではないか、という言い方も可能かも知れないが、こうした整理をする方が生徒にとっては理解しやすいのではなかろうか。

4. はバテレン追放令の説明に関する注である。比較的詳しい注での説明は、三省堂版教科書にもなされており、内容はほぼ同じである（同書 143 頁）が、山川版教科書に比べて、両社の説明はかなり詳しい。山川版教科書では、「この時、キリスト教を捨てなかった播磨国明石城主高山右近は、領地をとりあげられた。しかし、一般人の信仰は、『その者の心次第』として禁じなかった」（同書 155 頁）とあるだけである。無論、本文中に「キリシタン大名の大村純忠が長崎をイエズス会に寄付していることを知って……」（同書 154～155 頁）との記述があるが、実教版では「一向宗を例に宗教的むすびつきの強さを警戒し、キリシタン大名らによる領内布教をあげ、奴隷貿易などを理由にしている」とその背後の理由にまで言及している。

5. も「直木本」にあった写真と説明である。この写真と説明で、秀吉の朝鮮侵略についてより内容の深まりが増すと考える。三省堂版教科書は、耳塚の写真を掲載し、「……はじめは鼻塚といわれたが、その後、鼻・耳両方説がいわれ、耳塚のよび名がおこった。明治以降、耳塚の称が一般的となった」（同書 143 頁）と述べている。これとは別に『高校日本史 B』では、「秀吉は朝鮮・明の兵士の首のかわりに鼻を切って戦功のあかしとするように命じたが、鼻切りは朝鮮民衆にまでおよんだ。秀吉は京都方広寺に鼻塚をきずき、犠牲者の霊を五山の僧侶に供養させた。いまは耳塚とよばれている」（同書 105 頁）と記している。たかが、耳塚の写真掲載に過ぎないとも言えようが、鼻塚が何故、耳塚とよばれるようになったのか、さらに、何故、鼻・耳を切断させたのか、供養はどうされていたのかが、これらの教科書の説明から理解できる。あるいは、例の「阿氏河荘の荘民の訴え」、「耳をそぎ、鼻をそぎ」からの説明も可能となろう。

6. は茶道の説明に関する注である。「直木本」にも同じ記述があった（同書 156 頁）。この注の記述がすぐれているのは、茶道を単に芸能史の観点から説明しているのではないことである。すなわち、「茶室では身分のへだてなく主客が対するため、懇親とともに、政

治的な密談にも利用された」と記されている。茶道の「政治性」を説明している。

7. は家康についての説明。「直木本」では、「三河の小大名であった」（同書 158 頁）と記されていたが、上記のように、今川氏に従属していたことを加えている。この説明で何が理解できるかと言えば、家康も戦国大名の 1 人として台頭してきたことである。最初から巨大な力を有していたわけではないことが、理解できる。

8. は、西軍大名の処分についても触れている点が評価できる。しかも、「改易（領地没収）や減封（領地削減）・転封（国替え）」と用語の説明がされている。同様の表記は三省堂版でも本文中にされている（同書 147 頁）。郷帳と国絵図については、山川版教科書にも「国単位に国絵図と郷帳の作成を命じて」（同書 160 頁）と記している。また、「元和偃武」の語もある。「直木本」でもこの語はあったが（同書 159 頁）、他社の教科書にはない。

9. は家光政権の際、出された領知宛行状について。これにより、家光政権の安定化が進んだことが理解できる。これ以外にも、改易・減封などの具体的な内容が、同頁の注①に記されている。また、幕府直轄領をこの教科書では天領と記しているが、山川版では幕領（同書 162 頁）、三省堂版でも幕領（同書 147 頁）と記している。

10. 「直木本」以来の 1 つの特徴であろう。幕藩体制の説明をひとくくりにしてしまわず、藩政として項を立て、説明している。本文中に藩の数にまで触れた教科書である。藩独自の政治がどのようなものであるのかが理解できる。

11. は参勤交代制についての説明である。各教科書が説明に工夫している。実教版では、「全大名をいっせいに帰国・出府させるのではなく、常時半数が滞在するようにしたため、幕府の大名監視や軍事動員に役立った。参勤交代制は、交通の発達や文化の交流などに一定の役割をはたした」とある。山川版では、「規定では在府（江戸）1 年・在国 1 年であるが、関東の大名は半年交代であった。参勤交代によって交通が発達し、江戸は大都市として発展したが、大名にとっては、江戸に屋敷をかまえて妻子をおき、また多くの家臣をつれての往来自体も、多額の出費となった」（同書 162 頁）とある。三省堂版では「御三家の水戸家や老中をつとめる譜代大名は江戸に定住し（定府）し、対馬の宗氏は 3 年ごと、松前氏は 6 年ごとに 1 年、関東の譜代大名は半年ごとに交代とされた」（同書 153 頁）と記している。これらの記述を利用して、参勤交代が一律のものではなかったことを説明する必要があるだろう。

12. の注③は紫衣事件で、明正天皇が女帝として即位した説明で、「女帝は奈良時代の称徳天皇以来 859 年ぶりで、その後は後桜町天皇（在位 1762[宝暦 12]～70[明和 7]年）の例がある」と詳しい説明がされている。また、本文中に、ある改暦などの記述は、「直木本」にはなく、朝廷は依然としてそれなりの権限や時間支配をしていたが、朝幕関係の変化で、幕府の承諾が必要であったことが示されている。逆に言えば、こうした権限を幕府が完全に奪い去ることができなかったことを示している。

13. について。まず、19 世紀初期の全国の村数。山川版教科書にも「17 世紀末には全国で 6 万 3000 余りの村を数えるにいたった」（同書 166 頁）との記述があり、江戸時代の平

均村数がこれ位であったことが理解できる。また、「慶安の触書」については、注③で、その内容を要約した上で、「これは1649（慶安2）年、幕府による発令という形をとっているが、現在では1649年の発令が疑問視されている」と記し、注④で詳しく「美濃国岩村藩では、『慶安の触書』を木版刷りにして領内に配布した。なお、このような教諭書や百姓の日常生活を規定した法令は、幕藩領主が理想とする百姓像を提示したもので、かならずしも百姓の実態を示すものではない」と述べている。山川版では、「このような法令としては、1649（慶安2）年に幕府が出したとされる『慶安の触書』が有名であるが、最近はその存在に疑問が出されている」（同書168頁）と記されている。さらに、三省堂版では、「家光晩年の1649（慶安2）年に農民の生産・生活の全般にわたる教諭『慶安の触書』が出されたとされるが、その発令はこれより半世紀ほどのちの大名領で出されたものとする見解が有力になっている。しかし、19世紀に編纂された史料では慶安2年のこととしてあつかわれている、またいくつかの大名領で『慶安御触書』という名で領内にくばられた」とあり（同書157頁）、加えて「1649（慶安2）年に『慶安の御触書』が出され、小家族で構成された農家向けに生産から生活のしかたまで教えさとした。最近、その発令は半世紀ほどのちのことであったという見解が有力になっている」（同書173頁）とも記されている。このように、いわゆる「慶安の触書」が1649年発令説は、ほぼ否定されていると言って良いが、このことを各教科書がきちんと取り上げている点が注目される。

14. は年貢に関する説明。無論、他社教科書にも、説明があり、山川版では「年貢率（免とよぶ）はその年の収穫に応じて決める検見法と、一定期間は同じ率を続ける定免法とがあった」（同書167頁）などの説明がされているが、本文中に記されており、理解しやすい。

15. は糸割符仲間結成の理由である。「直木本」でも、「糸割符仲間は、京・堺・長崎（のち江戸・大坂が加わり、五か所商人となる）の特定商人に糸割符仲間をつくらせ、ポルトガル船のもたらした生糸を一括して買いとらせ、国内商人に販売させた。これにより国内での価格統制などをおこない、ポルトガル商人の利益抑制をねらった。のちオランダ・中国にも適用した」（同書166頁の注②）と記されていたが、本文中に記すことで、その理由が理解しやすくなっている。山川版では、「幕府は1604（慶長9）年、糸割符制度を設けて、糸割符仲間とよばれる特定の商人らに輸入生糸を一括購入させ、ポルトガル商人らの利益独占を排除した」（同書172頁）と記す。三省堂版では、「家康は、ポルトガル商人を排除して貿易を独占し、同時に、商人統制をはかった。1604（慶長9）年、幕府は京都・堺・長崎の特定の商人に糸割符仲間をつくらせて、生糸を一括購入させ、価格は幕府が決定するようにした（糸割符制）。こうして幕府は、ポルトガル商人の排除に成功するとともに、特定の日本人商人に特権をあたえて、幕府へ献金させるしくみをきずいた。17世紀前半、白糸に対する需要はいぜんおとろえず、支払いのために大量の金銀が国外に流出した。そのため、幕府は貨幣用の金銀に事欠くことになった」（同書150～151頁）とより詳しい記述をしている。

16. の注⑤は、朝鮮通信使の説明で、「最初の3回は回答兼刷還使といわれ、……」と説

明している。ここまでの説明が必要かは別に考える必要があるが、予備校教材では以前から当たり前になっていた内容である。三省堂版は、より詳しくその背後の説明を本文中に「朝鮮は秀吉の朝鮮出兵のさいに王墓をあばいた犯人の引き渡しと日本に連行した陶工などの朝鮮人の返還を要求し、1607（慶長14）年に引き取りのための使節が来日するなど」（同書149頁）と述べると共に、別の頁で朝鮮通信使について、その文化的意義についても触れ記している（同書165頁）。山川版では、「朝鮮からは前後12回の使節が来日し、4回目からは通信使とよばれた。来日の名目は新将軍の慶賀が過半を超えた」（同書175～176頁）と本文で記し、注①で、使節の人数、帰還した捕虜の人数、通信使の意味を解説している（同書176頁）。

また、実教版教科書の注⑥は、朝鮮との交流を担った対馬藩について、「対馬は耕地が狭かったため、宗氏は家臣に対して知行地のかわりに貿易による利潤を分け与えた」と記している。これらの説明を通して、日朝間の交易が盛んであったことが理解できるし、各教科書の説明を利用し、外交関係のていねいな説明が可能となる。

17. は実教版教科書の鎖国に関する説明についてである。189頁では、「いわゆる鎖国が完成した」とある。同じ表現は、「直木本」でもされていて（同書169頁）、同社の教科書では取り立てて珍しいものではない。山川版でも「こうしていわゆる鎖国の状態となり」（同書174頁）と記し、鎖国＝国を閉ざしたものではないことを理解させようとしている。実教版では、190頁で鎖国が可能であった理由と鎖国による幕藩体制の安定を、さらに、「日本は完全に国を閉ざしたわけではなかった」（190～191頁）と記しつつも、鎖国により、海外との交流が制限されたことが記されている。山川版でも、よりコンパクトにこれらのことがまとめられている（同書174頁）。

三省堂版では、注③で「…しかし、幕府による貿易独占などの政策を、中国の海禁政策と共通したものにとらえ、キリスト教の禁止など日本独特の部分があるものの、海禁体制とよぶようになっている」（同書159頁）と学界の研究成果をよりストレートに示す内容になっている。いずれにせよ、生徒に対し鎖国を国を閉ざしたものという理解をさせないように工夫されているのであり、鎖国令を教えるだけで事足り、という授業は避けるべきである。

18. は、身分制の説明に関する注である。①は、身分が厳密に固定されていたものではないこと。②は「えた」に関する説明。③は「非人」に関する説明である。従来から比較的詳しく説明がされており、「直木本」にも同様の注が「えた」と「非人」についてなされていた（同書170～171頁）。この点は、山川版・三省堂版も同様である。しかも、百姓についても「農業や漁業・林業にたずさわる百姓」（実教版191頁）や「農業を中心に林業・漁業に従事する百姓」（山川版170頁）と記し、百姓＝農民という理解をさせないように工夫されている。かつての「直木本」が「農業に従事する百姓」（同書170頁）と記していたことに比べるとわずかな記述の相違だとはいえ、大きな進歩であると言うべきであろう。

19. は実教版教科書ではおなじみの注なのかもしれない。内容は、男尊女卑であったが、

縁切寺（駆込寺）があったことを記したものである。「直木本」でも、171 頁に同じ記述がある。三省堂版にも 175 頁の注⑤に同じ内容の記述がある。

20. 町の説明。どの教科書も、工夫している。山川版では、町の構造と町屋敷の模式図を掲載している（同書 169 頁）。その図にも、木戸が描かれているが、こうした記述から、町の自主性ないし、犯罪防止の意味があったことが理解できる。

21. は「直木本」では「庶民生活」という項で説明されていたものである（同書 175 頁）。今回は、それが充実したものとなっている。例えば、「染色しやすい木綿が普及し」、「礎石の上に柱を立てる家がふえた」、「灯火がさかんに利用されるようになった。夜なべ仕事もおこなえるようになり、生活様式が変化した」といった記述がそれである。こうした生活文化に関する記述は、何でもないように思われるが、実は重要なものであり、三省堂版教科書の「近世的な和風の衣食住」の項（同書 175～176 頁）とあわせて利用することで、よりわかりやすいものとなるだろう。

（2）「第 8 章 幕藩体制の動揺と文化の成熟」

1. 196 P	幕府の武断的な大名政策によって、大名の改易や減封が頻繁におこなわれ、浪人が多数発生した。平和の到来により、戦場での活躍の場を失った牢人たちは、社会に対する不満を募らせていた。
2. 198 P	銭貨についても十文の大銭（宝永通宝）を鑄造した。
3. 201 P	注⑤の説明。
4. 202 P	御料山（御林）・御立山をもち… 摂津の池田炭や紀伊の備長炭、牧畜業の記述
5. 203 P	鉄は、中国地方を中心に砂鉄を原料とするたたら製鉄が発展し、幕末には釜石で洋式高炉による製鉄がはじまった。このほか、越後では石油が産出しており、幕末には佐賀で石炭の採掘がおこなわれるようになった。
6. 206 P	注①～③の説明。
7. 208 P	注①～④の説明。
8. 209 P	「憂き世から浮き世へ」といわれたように、伊賀の武士出身の松尾芭蕉は、
9. 211 P	注③の説明。
10. 212 P	明から隠元隆琦が渡来し、禅宗の一派である黄檗宗を伝えた以外にはあまり展開をみせなかった。
11. 214 P	奈良の東大寺金堂（大仏殿）、長野の善光寺本堂がそれぞれ再建された。東大寺金堂は戦国期に焼失し、大仏は長らく露座のままであったが、1709（宝永 6）年に再建された。
12. 217 P	享保・元文金銀を鑄造して通貨の安定をはかった。及び、注④の説明。
13. 219 P	天明年間に浅間山の噴火や冷害によって大飢饉（天明の飢饉）がおこり、及び

	注④.
14. 220 P	百姓一揆は、江戸時代を通じて約 3,200 件が判明しているが、
15. 224 P	翌年には、間宮林蔵が樺太から大陸の黒竜江口を探検し、樺太と大陸との間に海峡があることを確認した。
16. 225 P	将軍家斉は寵臣に政治をまかせ、奢侈にふけるようになったため、
17. 226 P	蝦夷地や北陸と大坂との間を運行した北前船や、瀬戸内海と江戸との間を運航した尾州廻船などは……買積方式をとったため、
18. 229 P	水戸徳川家の徳川斉昭は「戊戌封事」を幕府に提出して
19. 230 P	その他、将軍の権威を示すため、約 70 年ぶりに諸大名を動員して日光社参をおこなった。 西洋流砲術家高島秋帆に武蔵国特丸原で演習をおこなわせ、
20. 231 P	江戸中・後期には旺盛な出版活動に加えて貸本屋の活動も……
21. 236 P	注④の説明。

1. は、牢人の説明。単に牢人の反乱を説明するのではなく、その理由をコンパクトに記している。三省堂版も同様の説明をしている（同書 159 頁）。

2. は荻原重秀の貨幣改鑄の説明。元禄金銀だけでなく、銭貨も改鑄したことを説明している。また、富士山の噴火（1707 年）についても触れている。山川版も同様に触れつつ、注②で諸国高役金についても解説している。実教版教科書には、山川版・三省堂版にはある服忌令の説明がない。

3. は「大坂周辺では、全耕地の 70%に綿作をおこなう村もみられた」というもので、綿作の広がりを示すものである。「直木本」にも同じ注がある（同書 183 頁）。これらから庶民衣料としての木綿の普及が理解できる。

4. は、「直木本」からの記述であるが、林業・牧畜業、特に馬・牛の産地と攝津天王寺の牛市まで書かれている。林業についての研究はそれなりにあるはずで、その成果が生かされている。三省堂版教科書は、製材用具としての鋸について触れている（同書 170 頁）。

5. は、鉱産物についての説明で、「直木本」よりも詳しくなっている。たたら製鉄については、三省堂版で「炉に砂鉄と木炭を交互に投げ入れて、ふいごを用いて燃焼させ、鋼をつくる製鉄炉」（同書 171 頁）という説明がある。山川版にも一定程度説明があるが、全体として産業の説明が実教版・三省堂版より少ないように思う。

6. は江戸時代の交通・通信に関する説明。①は、樽廻船と菱垣廻船の説明であり、「樽廻船はのち、酒以外の荷物ものせるようになり、菱垣廻船との間でしばしば紛争が生じた」と述べている。②は、東回り航路・西回り航路の説明で、「酒田からの東回り航路は江戸後期になって開通した」とある。③は、三度飛脚の説明。「江戸—大坂間を 6 日でむすぶので定六ともいう」とある。これらは「直木本」からの続いた説明でもある。

7. は、貨幣・商人に関する注である。①は、金貨が計数貨幣であったこと、銀貨が秤

量貨幣であることがきちんと記されている。②は、銭両替がいたこと。③は札差の仕事について。④は、豪商がどのような末路をたどったかについて述べている。これらの説明は詳しすぎるといふ批判もあろうが、丁寧に理解させる上では役に立つものだと考える。これも「直木本」にも記されている。

8. 元禄文化の意味。現世否定的な中世文化から、現世肯定の文化への変化をこの語で説明できる。同じ説明が「直木本」にもある（同書 191 頁）。また、授業では触れるが、芭蕉の出身を記すことで、彼独自の表現方法が生まれていったことを理解させやすい。

9. は木下順庵門下に「対馬藩に仕えて朝鮮との外交に尽力した雨森芳洲がいる」と説明されている。朝鮮通信使との関係で、近年取り上げられる機会が多くなった雨森について触れている点で注目される。

10. 同様の説明は山川版教科書にも（同書 165 頁の注③）あるし、三省堂版教科書では「仏教では明末期の政情不安から亡命してきた隠元隆琦が……」（同書 177 頁）と記している。実教版では、「万福寺大雄宝殿」の写真も掲載されている。

11. は、あまり説明されない事柄であるが、やはりこういう説明があることが望ましい。現在、我々が知っている大仏殿は、再建されたものであることを同頁に掲載されている写真と共に理解できる。

12. は享保改革期の貨幣鑄造の記述。「直木本」にも同様の記述がある（同書 200 頁）。注④の説明は、目安箱の説明であるが、「京都・大坂ではそれぞれ町奉行所の前に目安箱は設置された」とあり、三都で、意見が求められたことがわかる。これらの説明は、他社の教科書にはない。

13. は、田沼時代の状況を示す一文。三省堂版には、浅間山の噴火は百姓一揆の項で取り上げている（同書 188 頁）。山川版では、「天明の飢饉がはじまり」（同書 203 頁）とだけ記されていて、その原因については記されていない。13. の記述は「直木本」以来のものである（同書 202 頁）が、賄賂政治が原因だけと理解されがちな説明をしない上でも重要であろう。

14. は江戸時代の百姓一揆の件数。「直木本」にも同じ記述がある（同書 202 頁）。山川版には「百姓一揆は、明治初期のものをふくめて、これまで 3700 件ほどが確認されている」（同書 210 頁）と記されているが、江戸と明治を加えた数字の表記には疑問が残る。また、この件数は、それほど百姓一揆が頻発したことを示す数であり、かつて関東圏の難関私大で出題されたように、件数を出题するなどということは避けるべきである。

15. は「直木本」にもある指摘（同書 206 頁）。他社の教科書にはない。この記述で、間宮海峡が理解できる。

16. は、いわゆる大御所時代の説明。将軍のあるいは、大御所の乱れについてリアルに説明されている。「直木本」にも同じ説明がある（同書 208 頁）。将軍自らが幕政を破綻させる契機になったことを示していて、ニュートラルな表現より理解しやすいだろう。しかも、政治の乱れが社会秩序の乱れにつながったことが理解できるよう、「ばくちをうつ男た

ち」の絵が掲載されている。

17. は、いわゆる経済の近代化を扱った箇所、通常、問屋制家内工業からマニファクチュアに関する説明が中心で、それ以外は詳しく扱っていない。江戸地廻り経済についても触れられている。三省堂版教科書では「農村工業の発達と地域市場の形成」という項を立て、より詳細に扱っている（同書 202～204 頁）。こうした説明は、近代に入り一挙に資本主義生産がはじまったのではなく、それなりに経済の発達＝近代化が進んでいた土台の上に資本主義生産がはじまったことを理解させやすいものである。「直木本」にもこうした詳細な説明はない。

18. は従来、天保の改革の前段としてごく簡単に扱われていたものであるが、「内憂外患」という項を立て、独自に説明している。三省堂版教科書も同様に項を立て説明している（同書 205～207 頁）が、山川版教科書は従来通りの記述でしかない。

19. は天保改革の解説。日光社参の意味は記されているが、將軍權威の向上を何故、これで示すことができるのか、という点の説明をしないといけないだろう。また、西洋流砲術についても詳しい。

20. 各教科書とも、貸本屋について扱い、当時の読書が民衆にとって娯楽になっていたことを示している。山川版教科書は「さらに出版物や貸本屋の普及もあって」（同書 215 頁）と実教版とほぼ同じであるが、三省堂版はより詳しく、「地本屋はさし絵に人気の浮世絵師を使って出版し、各地の貸本屋をとおして読者を広げ文芸のおもしろさを運んだ」（同書 212 頁）と詳しい。

21. は、『解体新書』の説明である。「解剖図は秋田藩士で洋画家の小田野直武が描いた」とある。同じ説明は三省堂版教科書にも『解体新書』の扉絵と共に記されている（同書 195 頁）。また同教科書は『解体新書』のさし絵を描いた小田野直武らのすぐれた洋風画家が生まれた」（同書 197 頁）とも本文で記している。

全体を通じて、近世についてもかなり詳細な内容になっていることが理解できよう。1つひとつの用語も当然ながら、それを踏まえた上で、どう時代を理解させているのかが問題となろう。詳しくなっているのは、それだけ研究成果を取り入れ、新たな近世像を示そうとしているからであって、用語に振り回され、細かな用語を解答させる入試問題作成のためではないことを理解すべきであろう。